

静ホ協発第 28号  
令和7年6月26日

静岡県ホルスタイン協会  
理事各位  
監事各位  
代議員各位

静岡県ホルスタイン協会  
会長 神尾 至  
(公印省略)

令和7年度第1回理事会・通常総代会合同会議の開催について（御案内）

向暑の候、益々御清栄のこととお慶び申し上げます。  
みだしのことについて、下記のとおり開催しますので、万障繰り合わせの上、御出席をお願いいたします。  
なお、準備等のため令和7年7月4日（金）までに、別紙「出欠報告」をFAXにより御回答くださいますようお願い申し上げます。

#### 記

- 1 日時 令和7年7月8日（火）13時00分～15時00分
- 2 場所 静岡県獣医畜産会館5階 会議室
- 3 議事  
第1号議案 令和6年度事業報告及び収支決算について  
第2号議案 令和7年度事業計画及び収支予算について  
第3号議案 令和7年度会費の賦課徴収について  
付帯決議  
協議・報告事項  
①静岡県畜産共進会乳牛の部に係る審査員について（協議）  
②一般社団法人日本ホルスタイン登録協会の社員選挙に係る候補者及び選挙結果について（報告）

その他

事務局：（公社）静岡県畜産協会 松永  
TEL：054-274-0210、FAX：054-253-3215

別 紙

## 出 欠 報 告

静岡県ホルスタイン協会 事務局宛

(FAX : 054-253-3215)

御住所 : \_\_\_\_\_

所属・分会名 : \_\_\_\_\_

御芳名 : \_\_\_\_\_

携帯電話 : \_\_\_\_\_

令和6年度第1回理事会・通常総代会合同会議に、以下のとおり回答します。

↓ 該当欄に○を記入

	出 席
	欠 席

※欠席の場合は、次の委任状の下線部を記載して、FAX願います。

### 委 任 状

私儀

令和7年7月8日開催の静岡県ホルスタイン協会令和7年度第1回理事会・通常総代会合同会議における議決に関する一切の権限を 会長 神尾 至 様に委任します。

静岡県ホルスタイン協会  
会長 神尾 至 様

令和 年 月 日

分会名 : \_\_\_\_\_

御芳名 : \_\_\_\_\_

# 令和7年度第1回役員会、通常総代会 合同会議

日時：令和7年7月8日（火）13：00から

場所：静岡県獣医畜産会館5階 会議室

## 次 第

### 1 開会

### 2 挨拶

### 3 議事

第1号議案 令和6年度事業報告及び収支決算について

第2号議案 令和7年度事業計画及び収支予算について

第3号議案 令和7年度会費の賦課徴収について

#### 付帯決議

本日の決議事項中、権利義務に属さない軽微な事項の修正及び違算、誤字の修正並びに法令その他、行政庁の処分又はこれに基づく指示による場合は、必要な字句を修正することを会長に一任するものとする。

#### 協議・報告事項

- ① 第99回静岡県畜産共進会乳牛の部に係る審査員について（協議）
- ② 一般社団法人日本ホルスタイン登録協会の社員選挙に係る候補者及び選挙結果について（報告）

### 4 その他

### 5 閉会

静岡県ホルスタイン協会

第1号議案 令和6年度事業報告及び収支決算書の承認について

令和6年度事業報告書、収支決算書について、別紙のとおり承認を求めます。

# 令和6年度事業実績

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

当協会は、一般社団法人日本ホルスタイン登録協会の登録事務取扱団体として乳用種の血統登録や牛群審査等をとおして乳牛の改良を推進している。今後も血統登録の着実な推進と個体能力の把握及び緻密な計数管理が益々重要になっていくことを踏まえ酪農経営の安定化に資するため、次の事業を実施した。

## 1 血統登録事務の推進

乳用種の血統登録の推進及び自動登録の活用による分会・農協等における血統登録事務等の効率化のための情報提供を行った。(別紙)

## 2 牛群審査・体型調査の推進

乳用種の体型と個体能力は密接な関係にあり、重要な指標となっているため、牛群審査等への受検について各分会・農協等と連携して推進を図った。(別紙)

## 3 各種共進会への対応

(1) 県及び畜産関係団体と連携し第98回静岡県畜産共進会乳牛の部を開催

- ・日 時：令和6年11月14日(木)
- ・場 所：静岡県経済連三島常設家畜市場
- ・出品頭数：37頭(未經産牛22頭、経産牛15頭)

(2) 第56回静岡県ブラックアンドホルスタインショウへの協賛

- ・日 時：令和7年3月1日(土)
- ・場 所：静岡県経済連三島常設家畜市場
- ・出品頭数：44頭(未經産牛28頭、経産牛16頭)

(3) 第16回全日本ホルスタイン共進会静岡県出品対策協議会の設立準備  
出品対策協議会設立準備会(当協会主催)

- ・日 時：令和6年12月24日(火)
- ・場 所：静岡県庁別館9階第2会議室
- ・出席者：県、関係団体 計24名

## 4 血統登録に関する講習・研修会開催と情報提供

(1) 中部北陸地域登録委員研修会(本県当番)

- ・日 時：令和6年8月8日(木)～8月9日(金)
- ・場 所：静岡県男女共同参画センター「あざれあ」
- ・出席者：日ホ、各県事務局、行政等 計32名(本県15名)

## 5 畜産関係団体との連携強化

本県の酪農産業の一層の発展のため、酪農情勢の変化に対応するための施策実現ができるよう県内酪農家の結束と関係団体等の連携を強化を図った。

### (1) 「東部酪農家のつどい」への参加

- ・日 時：令和7年2月19日(水)
- ・場 所：御殿場市 時之栖気楽坊
- ・出席者：東部地域酪農家、経済連、農協担当、県等
- ・開催内容：東部地域の酪農関係者が参集し、酪農を取り巻く現状と課題について意見交換と情報交換を行った。

令和6年度 静岡県ホルスタイン協会 分会等別登録申請数まとめ  
 (令和5年4月1日から令和6年3月末まで)

区分	函南東部		富士伊豆農協		富士宮		田方農高		高橋直人		富士開拓	
	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5
自動登録	76	66	80	81	69	47	2	3	191	233		
10ヶ月以内	8	14	29	23			1	1		2		
10ヶ月超過			3	2								
輸入卵												
胎内輸入精液												
輸入授精卵生産牛				2								
雄1年以内												
移動証明		1										
贈与												
再交付・更正				1							1	2
ET事務手数料	1			3			1	1				
遺伝子型検査全般	2	1	2	4		11	1	1			8	6
件数												
頭数割												
検定終了後												1
一括検定												
戸数割	2	2	1	1								1
頭数割	30	45	11	20								3
個体審査/奨励審査	3										9	8
生涯検定												
追記												10
会費	9	9	28	28	2	2	1	1	1	1	22	22

区分	小笠		中遠		西部		とぴあ		畜技研		R5計	R4計	前年比%
	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5	R6	R5			
血統登録	自動登録	26	14	29	25	2	7	10	12	20	494	499	99.0%
	10ヶ月以内			3	10						41	50	82.0%
	10ヶ月超過										3	2	150.0%
胎内輸入精液	輸入卵										0	0	
	胎内輸入精液										0	0	
雄1年以内	輸入授精卵生産牛										0	2	0.0%
	雄1年以内										0	0	
移動証明			1								1	1	100.0%
贈与											0	0	
再交付・更正					1						1	4	25.0%
ET事務手数料											2	4	50.0%
遺伝子型検査全般	遺伝子型検査全般						5				18	23	78.3%
	件数										0	0	
一括検定	頭数割										0	0	
	検定終了後										0	1	0.0%
	一括検定										0	0	
牛群審査	戸数割										3	4	75.0%
	頭数割										41	68	60.3%
生涯検定	個体審査/奨励審査										12	8	150.0%
	検定証明										0	0	
追記	追記										0	10	
	会費	9	9	11	11	2	2	3	1	1	88	89	98.9%

静岡県ホルスタイン協会

令和6年度収支決算書  
(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

収入金額	6,879,332円
支出金額	6,472,985円
差引金額	406,347円

収入の部

(単位：円)

科 目	令和6年度 予算 ①	令和6年度 決算額 ②	対予算 差引増減 ②-①	令和5年度 決算額 ③	対前年度決算 差引増減 ②-③
<b>I 会費</b>	<b>610,350</b>	<b>604,700</b>	<b>△ 5,650</b>	<b>610,350</b>	<b>△ 5,650</b>
1 県会費	436,800	432,150	△ 4,650	436,800	△ 4,650
2 全国会費	173,550	172,550	△ 1,000	173,550	△ 1,000
<b>II 登録料</b>	<b>2,000,000</b>	<b>1,999,505</b>	<b>△ 495</b>	<b>2,067,300</b>	<b>△ 67,795</b>
血統登録料	2,000,000	1,999,505	△ 495	2,067,300	△ 67,795
<b>III 証明手数料</b>	<b>245,000</b>	<b>185,900</b>	<b>△ 59,100</b>	<b>258,315</b>	<b>△ 72,415</b>
移動証明	5,000	6,400	1,400	3,200	3,200
その他証明	240,000	179,500	△ 60,500	255,115	△ 75,615
<b>IV 審査料</b>	<b>300,000</b>	<b>222,560</b>	<b>△ 77,440</b>	<b>297,200</b>	<b>△ 74,640</b>
1 牛群審査	300,000	222,560	△ 77,440	297,200	△ 74,640
<b>V 協力金</b>	<b>162,000</b>	<b>305,354</b>	<b>143,354</b>	<b>74,832</b>	<b>230,522</b>
1 日本ホルスタイン協会	162,000	305,354	143,354	74,832	230,522
<b>VI 補助金収入</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
1 家畜改良推進事業収入	0	0	0	0	0
<b>VII 特定預金繰り入れ</b>	<b>0</b>	<b>3,312,436</b>	<b>3,312,436</b>	<b>800,000</b>	<b>2,512,436</b>
1 組織運営基盤基金	0	3,312,436	3,312,436	800,000	2,512,436
<b>VIII 雑収入</b>	<b>4,161</b>	<b>388</b>	<b>△ 3,773</b>	<b>6</b>	<b>382</b>
預金利息等	4,161	388	△ 3,773	6	382
0	0	0		0	
<b>IX 前期繰入</b>	<b>248,489</b>	<b>248,489</b>	<b>0</b>	<b>173,098</b>	<b>75,391</b>
収入合計(B)	<b>3,570,000</b>	<b>6,879,332</b>	<b>3,309,332</b>	<b>4,281,101</b>	<b>2,598,231</b>

支出の部

(単位：円)

科目	令和6年度 予算 ①	令和6年度 決算額 ②	差引増減 ②-①	令和5年度 決算額	対前年度決算 差引増減 ②-③
<b>I 管理費</b>	<b>279,400</b>	<b>387,499</b>	<b>108,099</b>	<b>436,820</b>	<b>△ 49,321</b>
1 事務費	279,400	387,499	108,099	436,820	△ 49,321
(1) 会議費	20,000	23,036	3,036	19,718	3,318
(2) 旅費	50,000	140,610	90,610	130,964	9,646
(3) 通信運搬費	55,000	62,703	7,703	55,238	7,465
(4) 消耗品費	10,000	0	△ 10,000	0	0
(5) 租税公課	71,000	71,000	0	122,700	△ 51,700
(6) 諸謝金	66,000	66,000	0	88,000	△ 22,000
(7) 雑費	7,400	24,150	16,750	20,200	3,950
<b>II 登録事業費</b>	<b>1,560,000</b>	<b>1,346,097</b>	<b>△ 213,903</b>	<b>1,485,558</b>	<b>△ 139,461</b>
1 血統登録申請料	1,100,000	1,059,740	△ 40,260	1,123,540	△ 63,800
2 証明書申請料	250,000	129,470	△ 120,530	255,200	△ 125,730
3 審査申請料	100,000	133,320	33,320	95,700	37,620
4 会議費	8,000	12,582	4,582	4,348	8,234
5 旅費	10,000	10,985	985	6,770	4,215
6 講習・研修費	92,000	0	△ 92,000	0	0
<b>III 負担金</b>	<b>1,408,550</b>	<b>1,626,953</b>	<b>218,403</b>	<b>1,610,234</b>	<b>16,719</b>
1 畜産共進会	140,000	140,000	0	140,000	0
(1) 県畜産共進会	130,000	130,000	0	130,000	0
(2) 県B&Wショウ	10,000	10,000	0	10,000	0
2 事務委託費	1,000,000	1,000,000	0	1,200,000	△ 200,000
3 会費	218,550	217,550	△ 1,000	218,550	△ 1,000
(1) 日本ホルスタイン協会	173,550	172,550	△ 1,000	173,550	
(2) 県関係団体	45,000	45,000	0	45,000	
4 登録事業協力金	20,000	239,403	219,403	21,684	217,719
(1) 県家畜人工授精師協会	0	0	0	0	0
(2) 抜取調査委託料他	20,000	239,403	219,403	21,684	217,719
5 負担金	30,000	30,000	0	30,000	0
<b>IV 特定預金支出</b>	<b>300,000</b>	<b>3,112,436</b>	<b>2,812,436</b>	<b>500,000</b>	<b>2,612,436</b>
1 畜産共進会積立金	300,000	300,000	0	500,000	△ 200,000
2 組織運営基盤積立金	0	2,812,436	2,812,436	0	
<b>V 補助金支出</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
1 家畜改良推進事業支出	0	0	0	0	
<b>VI 予備費</b>	<b>22,050</b>	<b>0</b>	<b>△ 22,050</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
	22,050	0	△ 22,050	0	0
<b>当期支出合計(C)</b>	<b>3,570,000</b>	<b>6,472,985</b>	<b>2,902,985</b>	<b>4,032,612</b>	<b>2,440,373</b>

貸借対照表(比較)  
令和7年3月31日現在

静岡県ホルスタイン協会

(単位：円)

科 目	令和6年度末	令和5年度末	令和4年度末
<b>I 資産の部</b>			
1 流動資産	719,667	748,489	679,918
(1)預金	603,382	616,149	503,773
(2)未収金	116,285	132,340	176,145
2 固定資産	8,772,222	8,771,109	9,071,000
(1)静岡銀行(共進会積立金)	5,959,786	5,459,690	4,959,603
(2)静岡銀行(組織運営基盤)	2,812,436	3,311,419	4,111,397
<b>資産合計</b>	<b>9,491,889</b>	<b>9,519,598</b>	<b>9,750,918</b>
<b>II 負債の部</b>			
1 流動負債	13,320	0	6,820
(1)未払金	13,320	0	6,820
(2)預り金	0	0	0
2 固定負債	9,072,222	9,271,109	9,571,000
1 共進会積立金	6,259,786	5,959,690	5,459,603
2 組織運営基盤積立金	2,812,436	3,311,419	4,111,397
<b>負債合計</b>	<b>9,085,542</b>	<b>9,271,109</b>	<b>9,577,820</b>
<b>III 純資産の部</b>	<b>406,347</b>	<b>248,489</b>	<b>173,098</b>

## 監事の監査報告

会長から提出された令和6年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）事業報告書、収支決算書並びに各帳簿等について、監査した結果、適正かつ正確であることを認めます。

静岡県ホルスタイン協会  
(公益社団法人 静岡県畜産協会事務局担当)

令和7年6月17日 監事 小林義幸 

令和7年6月20日 監事 和久田高志 

第2号議案 令和7年度事業計画及び収支予算について

令和7年度事業計画書、収支予算書について、別紙のとおり承認を求めます。

# 令和7年度事業計画

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

本県の酪農は、優れた生産技術を生かして、県民に良質な牛乳・乳製品を供給し、発展を遂げてきた。

しかし、近年の経済情勢の変化による円安進行により、飼料等の資材価格の高止まり、消費者物価の上昇による牛乳・乳製品の需要減少など、酪農を取り巻く情勢はかつてない厳しい状況にある。

このような状況の下、当協会は、一般社団法人日本ホルスタイン登録協会の登録事務取扱団体として乳用種の血統登録や牛群審査等をとおして乳牛の改良を推進しており、今後も血統登録の着実な推進と個体能力の把握及び緻密な計数管理が益々重要になっていくことを踏まえ、酪農経営の安定化に資するための次の事業を実施する。

## 1 血統登録事務の推進

乳用種の血統登録の推進及び自動登録の活用による分会・農協等における血統登録事務等の効率化のための情報提供を行う。

## 2 牛群審査・体型調査の推進

乳用種の体格審査と個体能力は密接な関係にあり、重要な指標となっているため、牛群審査等への受検について各分会・農協等と連携して推進を図る。

## 3 各種共進会への対応

- ・県及び畜産関係団体と連携し第99回静岡県畜産共進会乳牛の部を開催する。
- ・静岡県ホルスタイン改良同志会との連携を密にし、各種ホルスタインショウへの会員の出品・参加を促す。
- ・第16回全日本ホルスタイン共進会に向け、静岡県出品対策協議会の事務局として本県代表牛4頭を選考・出品する。

## 4 血統登録に関する講習・研修会開催と情報提供

登録委員委嘱者等に対し、血統登録推進のため講習会・研修会への参加を促す。

## 5 畜産関係団体との連携強化

本県の酪農産業の一層の発展のため、酪農情勢の変化に対応するための施策実現ができるよう県内酪農家の結束と関係団体等の連携を強化する取組みを行う。

## 6 その他、当協会の事業推進に必要な事項の実施

## 令和7年度収支予算書

(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)

収入金額 6,062,500円  
支出金額 6,062,500円  
 差引金額 0円

### 収入の部

(単位:円)

科 目	R7予算 (A)	R6予算 (B)	差引増減 (A-B)	R6決算	備考
<b>I 会 費</b>	603,200	610,350	△ 7,150	604,700	
1 県会費	431,600	436,800	△ 5,200	432,150	会員数:88 協会会費会員数:83
2 全国会費	171,600	173,550	△ 1,950	172,550	日ホ会費:1,950円 県会費:5,200円
<b>II 登 録 料</b>	2,000,000	2,000,000	0	1,999,505	
1 血統登録料	2,000,000	2,000,000	0	1,999,505	
<b>III 証明手数料</b>	190,000	245,000	△ 55,000	185,900	
1 移動証明	10,000	5,000	5,000	6,400	
2 その他証明	180,000	240,000	△ 60,000	179,500	
<b>IV 審 査 料</b>	300,000	300,000	0	222,560	
1 牛群審査	300,000	300,000	0	222,560	
<b>V 協 力 金</b>	90,000	162,000	△ 72,000	305,354	
1 日本ホルスタイン協会	90,000	70,000	20,000	87,354	
2 登録委員研修会	0	92,000	△ 92,000	218,000	
<b>VI 補助金収入</b>	0	0	0	0	
1 家畜改良関連事業収入	0	0	0	0	
<b>VII 特定預金繰り入れ</b>	2,470,000	0	2,470,000	3,312,436	
1 組織運営基盤積立取り崩し	0	0	0	3,312,436	
2 畜産共進会積立取り崩し	2,470,000	0	2,470,000	0	出品対策協議会負担金等
<b>VIII 雑 収 入</b>	2,953	4,161	△ 1,208	388	
1 預金利息等	2,953	4,161	△ 1,208	388	
<b>IX 前期繰越金</b>	406,347	248,489	157,858	248,489	
収入合計	6,062,500	3,570,000	2,492,500	6,879,332	

支出の部

(単位:円)

科 目	R7予算 (A)	R6予算 (B)	差引増減 (A-B)	R6決算	備考
<b>I 管 理 費</b>	402,000	279,400	122,600	387,499	
事務費	402,000	279,400	122,600	387,499	
(1) 会議費	20,000	20,000	0	23,036	
(2) 旅費	150,000	50,000	100,000	140,610	
(3) 通信運搬費	60,000	55,000	5,000	62,703	
(4) 消耗品費	5,000	10,000	△ 5,000	0	
(5) 租税公課	71,000	71,000	0	71,000	法人税
(6) 諸謝金	66,000	66,000	0	66,000	税理士顧問料
(7) 雑費	30,000	7,400	22,600	24,150	慶弔・見舞金等
<b>II 登録事業費</b>	1,430,000	1,560,000	△ 130,000	1,346,097	
1 血統登録申請料	1,100,000	1,100,000	0	1,059,740	
2 証明書申請料	150,000	250,000	△ 100,000	129,470	
3 審査申請料	150,000	100,000	50,000	133,320	
4 会議費	15,000	8,000	7,000	12,582	牛群審査昼食代
5 旅費	15,000	10,000	5,000	10,985	牛群審査事務局旅費
6 講習・研修費	0	92,000	△ 92,000	0	
<b>III 負担金</b>	3,906,600	1,408,550	2,498,050	1,626,953	
1 畜産共進会	2,610,000	140,000	2,470,000	140,000	
(1) 県畜産共進会	130,000	130,000	0	130,000	負担金
(2) 県ブランクアッププロジェクト	10,000	10,000	0	10,000	協賛金
(3) 全日本ホルスタイン共進会①	2,170,000	0	2,170,000	0	出品対策協議会負担金
(4) 全日本ホルスタイン共進会②	300,000	0	300,000	0	全共出品対策費
2 事務委託	1,000,000	1,000,000	0	1,000,000	(公社) 静岡県畜産協会
3 会費	216,600	218,550	△ 1,950	217,550	
(1) 日本ホルスタイン登録協会	171,600	173,550	△ 1,950	172,550	88名×1,950円
(2) 県関係団体	45,000	45,000	0	45,000	農林水産業振興会・畜産協会
4 登録事業協力金	50,000	20,000	30,000	239,403	
(1) 県家畜人工授精師協会	0	0	0	0	
(2) 抜取調査委託料	20,000	20,000	0	23,004	調査協力者へ謝金
(3) 登録委員研修会	30,000	0	30,000	216,399	岐阜県へ1名旅費
5 負担金	30,000	30,000	0	30,000	
(1) 自民党のつどい等	30,000	30,000	0	30,000	
<b>IV 特定預金支出</b>	0	300,000	△ 300,000	3,112,436	
1 畜産共進会積立金	0	300,000	△ 300,000	300,000	
2 組織運営基盤積立金	0	0	0	2,812,436	
<b>V 補助金支出</b>	0	0	0	0	
1 家畜改良関連事業支出	0	0	0	0	
<b>VI 予備費</b>	323,900	22,050	301,850	0	
	323,900	22,050	301,850	0	
支出合計	6,062,500	3,570,000	2,492,500	6,472,985	

※科目間の流用については、会長に一任するものとする。

### 第3号議案

#### 令和7年度の会費の賦課及び徴収方法について

令和6年度会費の賦課及び徴収方法について、下記のとおり承認を求めます。

#### 1 会費の賦課（1会員あたり）

会費	内 訳	
	県協会費	日本ホルスタイン登録協会費
7,150円	5,200円	1,950円

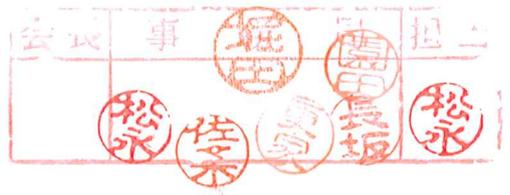
#### 会費徴収に係る附則

- 1 自動登録実施会員のうち、「登録牛の同一家族への所有者変更届」を提出した場合にあって、新たに所有者とされた者については、県協会費を免除し、日本ホルスタイン登録協会費(日ホ会費)のみ賦課とする。
- 2 ただし、自動登録実施会員であっても「登録牛の同一家族への所有者変更届」を提出しなかった場合は、各々に県共会費及び日ホ会費を請求する。

#### 2 納入方法

令和7年9月末日までに所属分会・農協等を経由して当協会の指定口座に会費を納入するものとする。

令和6年6月19日  
静岡県ホルスタイン協会  
会長 丸山 満幸



静畜共発 第 3号  
令和7年6月16日

静岡県ホルスタイン協会  
会長 神尾 至 様

第99回静岡県畜産共進会  
会長 石川 和 弘  
(公 印 省 略)

第99回静岡県畜産共進会への審査員の派遣について(依頼)

拝啓 時下ますますご盛栄のこととお喜び申しあげます。

平素、本会事業につきましては、格別なご理解ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、第99回静岡県畜産共進会乳牛の部を下記により開催いたしますので、業務多忙の折恐縮に存じますが、審査員の派遣を賜りたくご依頼申しあげます。

敬具

記

1. 派遣内容

第99回静岡県畜産共進会・乳牛の部 審査長として

2. 開催期日

令和7年12月11日(木) 午前9時より

3. 開催場所

静岡県経済連畜産センター 東部(三島常設家畜市場)

静岡県駿東郡長泉町上長窪字中峰 658 番地

4. 開催要領

別添のとおり

5. 事務局

静岡県経済連畜産部畜産課内(担当:藤山) TEL 054-284-9730

6. その他

共進会当日は、早朝よりの審査となりますので、前泊でのご来静をお願い申し上げます。詳細につきましては、事務局より後日ご案内いたします。



会員各位

(一社) 日本ホルスタイン登録協会  
選挙管理委員長 高橋 秀行

(一社) 日本ホルスタイン登録協会 社員選挙当選者の公示

(一社) 日本ホルスタイン登録協会社員選挙規則第21条の規定に基づき公示します。

なお、全ての選挙区において、社員候補者の数が当該選挙区の社員定数を超えなかったため、社員選挙の投票は行われず、無投票で当選が決定いたしました。

当選者 (58名、敬称略)

選挙区第1区から第30区

選挙区分	選挙区名	当選者氏名	選挙区分	選挙区名	当選者氏名
第1区	北海道1	上田 雅樹	第16区	群馬県1	三輪 圭吾
第2区	北海道2	武隈 昭博	第17区	群馬県2	齊藤 将聡
第3区	青森県	阿部 亨	第18区	埼玉県	岩崎 真一
第4区	岩手県1	塩倉 健一	第19区	千葉県	糟谷 英文
第5区	岩手県2	佐々木 総隆	第20区	東京都	小俣 行弘
第6区	宮城県1	熊谷 正幸	第21区	神奈川県	伊藤 宏
第7区	宮城県2	佐藤 俊	第22区	新潟県	坂井 武史
第8区	秋田県	小松 昭則	第23区	富山県	青沼 光
第9区	山形県	石塚 勝也	第24区	石川県	西出 宏
第10区	福島県1	柏原 忠仁	第25区	福井県	田嶋 敏
第11区	福島県2	岩谷 金良	第26区	山梨県	山口 朝康
第12区	茨城県1	佐藤 晃	第27区	長野県	新海 益二郎
第13区	茨城県2	荒井 裕一郎	第28区	岐阜県	渡辺 修一郎
第14区	栃木県1	羽石 智昭	第29区	静岡県1	高橋 康明
第15区	栃木県2	眞嶋 大輔	第30区	静岡県2	高橋 直人

選挙区第31区から第58区

選挙区分	選挙区名	当選者氏名	選挙区分	選挙区名	当選者氏名
第31区	愛知県	高部 宏生	第45区	香川県	山田 朝頼
第32区	三重県	庄司 睦	第46区	愛媛県	和氣 啓介
第33区	滋賀県	小林 一弥	第47区	高知県	宮本 勇清
第34区	京都府	野村 拓也	第48区	福岡県1	小島 興人
第35区	大阪府	小西 亨	第49区	福岡県2	中村 毅
第36区	兵庫県	奥村 重宏	第50区	佐賀県	古川 豪樹
第37区	奈良県	辻村 崇	第51区	長崎県	菅 浩二
第38区	鳥取県	陰山 光彦	第52区	熊本県1	西本 道靖
第39区	島根県	和田 健敏	第53区	熊本県2	石本 幸一
第40区	岡山県1	松崎 範之	第54区	大分県	岡嶋 建一郎
第41区	岡山県2	立田 豊常	第55区	宮崎県	川原 澄広
第42区	広島県	温泉川 寛明	第56区	鹿児島県1	池田 伸平
第43区	山口県	榎本 要	第57区	鹿児島県2	尾曲 敏和
第44区	徳島県	井上 泰一	第58区	沖縄県	具志堅 忍

# 静岡県ホルスタイン協会規約

## 第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、静岡県ホルスタイン協会（以下「協会」という。）という。

(区 分)

第2条 協会は、静岡県一円を区域とする。

(目 的)

第3条 協会は、本県酪農経営の安定向上と、会員相互の福利の増進を図るとともに、県内ホルスタイン種牛の優良血統の保存、普及並びに形質の改良及び能力の向上に関する事業を行うことにより、酪農業の健全な発展に資することを目的とする。

(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 酪農経営及び乳牛の改良増殖に係る新技術の導入、情報の収集伝達に関すること。
- (2) ホルスタイン種牛の登録事業に関すること。
- (3) 乳用牛群の改良事業に関すること。
- (4) 会員相互の連絡協調及び講習会、研修会に関すること。
- (5) その他協会の目的達成するために必要とする事業。

(事 務 局)

第5条 協会の業務を処理するため、事務局を設け必要な職員を置く。

- 2 事務局は静岡市葵区相生町14番26-3号に置く。
- 3 事務局に関する規定は、役員会の議決を経て別に定める。

(分会の設置)

第6条 協会は、事業の円滑な推進を図るため、次の分会を設ける。

ただし、必要に応じて、各分会地域内の農業団体等にその事務の一部を委託することができるものとする。

- (1) 東部分会
- (2) 富士分会
- (3) 中部分会
- (4) 小笠分会
- (5) 中遠分会
- (6) 西部分会

## 第2章 会 員

(会 員)

第7条 この会の会員は、本会員及び特別会員とする。

(会員の資格)

第8条 本会員は、第2条の区域内に在住して、ホルスタイン種牛を飼育する者  
で会費を納入した個人。

2 特別会員は、本会の主旨に賛同し、特別会費を納入した団体とする。

(入会の手続き)

第9条 本会員になろうとする者は、別に定める様式により所属分会等を経由し  
て入会届を提出するものとする。

2 特別会員になろうとする団体は、役員会の承認を得るものとする。

(会員の義務)

第10条 会員は、規約及び議決を遵守しなければならない。

(会 費)

第11条 本会員及び特別会員は、総代会で定めた会費を毎年納入しなければなら  
ない。

2 会費の納入は、総代会で定める期日とする。

(退会の手続き)

第12条 会員が退会しようとするときは、別に定める退会届を提出するものとし  
る。

(会員の資格喪失)

第13条 会員は、次の事由によりその資格を喪失する。この場合、既納の会費は  
これを返付しない。

(1) 死亡

(2) 退会

(3) 第8条第1項に基づく資格の喪失

2 本会員が資格を喪失した場合は、所属分会等を経て滞納なく本会に届出なけ  
ればならない。

(除 名)

第14条 本会の名誉を汚損する行為があると認められるとき、又は会員としての  
義務を履行しないときは、総代会において出席会員の議決権の3分の2以上の  
議決により除名することができる。

- 2 除名された本会員は、5年間登録の事務を停止する。

### 第3章 役員

(役員の種類及び員数)

第15条 協会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 10名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第16条 役員は各分会等からの推薦により総代会において選任する。ただし総代会で必要と認められた時は、各分会以外から選任することができる。

- 2 会長、副会長は役員会の互選による。
- 3 監事は、理事の内1名、外部監事として静岡県経済産業部農業局畜産振興課より、1名の候補者を会長が選任する。

(役員職務)

第17条 会長は、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。
- 3 理事は会長の諮問に応じ、または、会務の執行を分担する。
- 4 監事は本会の業務施行及び会計の状況について監査する。

(役員任期)

第18条 役員任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員により選任する役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員報酬)

第19条 役員には報酬を与えることができる。

- 2 報酬の額、支給の方法等については、役員会の承認を得て会長が別に定める。

(顧問、参与及び相談役)

第20条 協会に顧問、参与及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問、参与及び相談役は、役員会の承認を得て、会長が推薦する。

### 第4章 会議

(会議の種類)

第 21 条 会議は、総代会及び役員会とする。

(総代会)

第 22 条 総代会は、代議員をもって構成する。

- 2 代議員の構成は、役員会の議決を経て、別に定める。
- 3 総代会は、通常総代会と臨時総代会とする。
- 4 総代会は、役員会の議決により、会長が招集する。
- 5 通常総代会は、毎事業年度終了後速やかに開催する。
- 6 臨時総代会は、次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 役員会において必要と認められたとき。
  - (2) 会員の 5 分の 1 以上からの会議の目的たる事項を示して、請求があったとき。

(総代会の議決事項)

第 23 条 次に掲げる事項は、総代会の議決を経なければならない。

- (1) 規約の変更
- (2) 事業計画及び収支予算の決定
- (3) 事業報告及び収支決算の承認
- (4) 基本財産の設定
- (5) 会費の賦課徴収
- (6) 役員を選任
- (7) その他役員会において必要と認めた事項

(役員会)

第 24 条 役員会は役員をもって構成する。

- 2 役員会は次に掲げる事項を審議決定する。
  - (1) 総代会において議決した事項執行、その他業務の運営に関すること。
  - (2) 総代会に付議すべき事項。
  - (3) 総代会で委任された事項
  - (4) その他総代会の議決を要しない会務の執行に関すること。
- 3 役員会は必要に応じ会長が招集する。

(会議の議決等)

第 25 条 総代会及び役員会はそれぞれの定数の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

- 2 総代会及び役員会の議決は出席者の過半数の同意をもって決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 会議の議長は会長がこれにあたる。

(経費)

第 26 条 協会の経費は、次に掲げる収入をもって支弁する。

- (1) 会費
- (2) 補助金または助成金
- (3) 登録事業等の実施による手数料
- (4) 寄付金又は負担金
- (5) 財産より生ずる収入
- (6) その他の収入

(会計年度)

第 27 条 協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

附 則

- 1 この規約に定めなき事項は、会長が役員会の承認を経て別に定める。
- 2 この規約は、昭和 56 年 4 月 8 日から施行する。
- 3 この規約改正は、昭和 62 年 6 月 1 日から施行する。但し、第 6 条分会の設置及び第 15 条の役員の種類及び員数については、63 年度通常総代会終了後から施行する。
- 4 この規約は、平成 9 年 5 月 28 日から施行する。
- 5 この規約は、平成 12 年 5 月 26 日改正し、同日より施行する。
- 6 この規約は、平成 17 年 7 月 12 日改正し、同日より施行する。
- 7 この規約は、平成 19 年 5 月 31 日改正し、同日より施行する。
- 8 この規約は、平成 20 年 7 月 28 日改正し、同日より施行する。
- 9 この規約は、平成 25 年 6 月 18 日改正し、平成 25 年 4 月 1 日に遡及して施行する。
- 10 この規約は、平成 27 年 6 月 9 日改正し、同日より施行する。
- 11 この規約は、令和 3 年 7 月 21 日改正し、同日より施行する。
- 12 この規約は、令和 4 年 8 月 31 日改正し、令和 4 年 4 月 1 日に遡及して施行する。